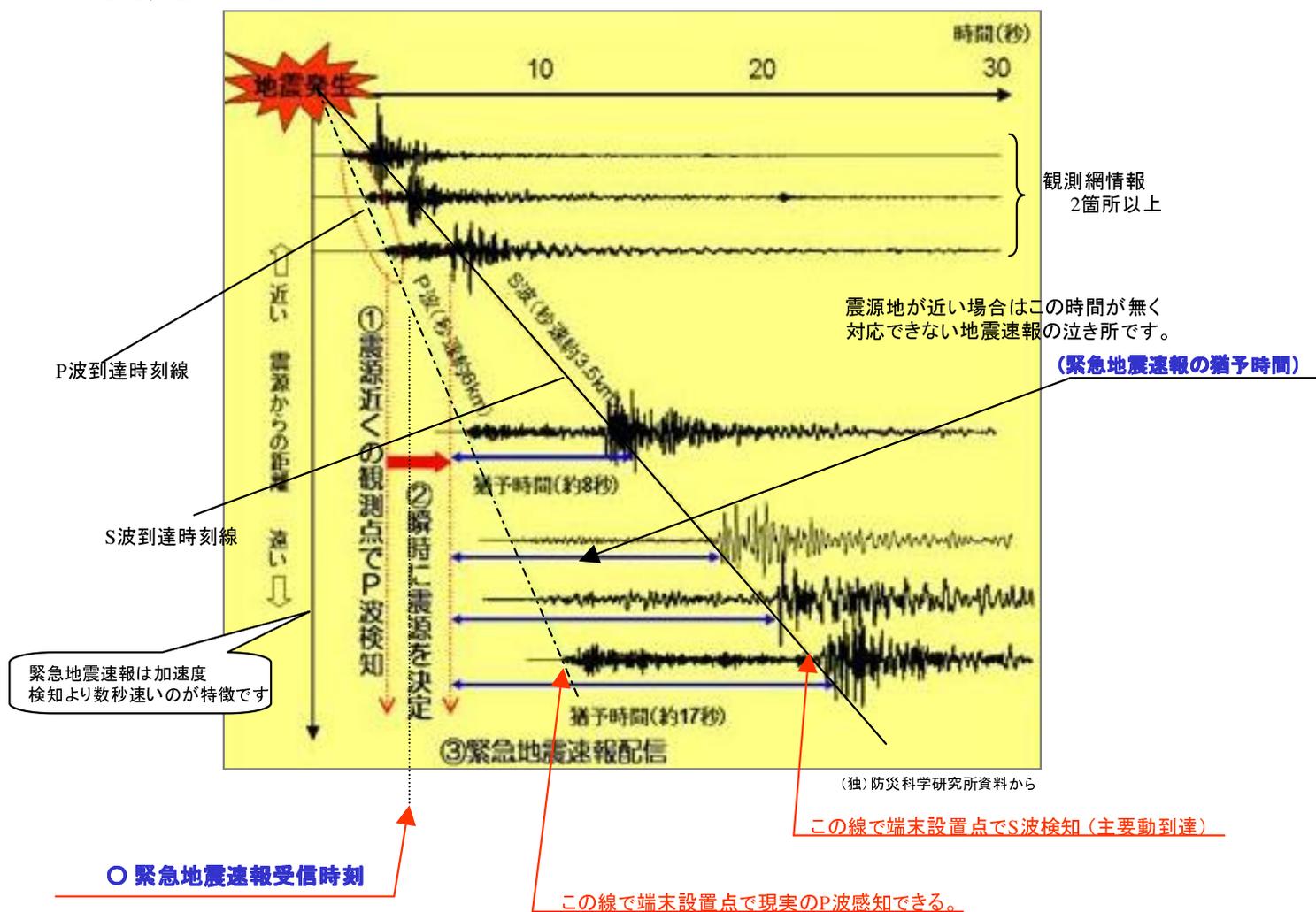


【地震の発生から緊急地震速報の伝達の流れ】

【地震計によって観測される地震の揺れの例】と内陸断層型(直下)地震対応のシステムの限界」

緊急地震速報の原理



現状の地震予知及び予測の中で自然界と対応出来化学的に証明されている緊急地震速報システムです。

地震が発生すると、観測点①にはまずP波が到着します。その後、P波に比べ振幅が数倍大きいS波(主要動)が到着します。

震源の近くでP波を検知し、②地震の規模や位置を即時的に求め、それを広く伝達するシステムが構築でき、地震の大きな揺れが到着する前に防災対策を実行することが可能となりました。これが気象庁の緊急地震速報(高度利用者向け「予報」)の基本システムです。「気象業務法の改正 平成19年12月1日 第168回臨時国会閣議決定」

現在エレベーター管制に使用されている「加速度検知機能」はエレベーターの設置場所で計測するタイプです、それに対して私たちの情報は、公的な情報です。地震の発生を気象庁が全国約4200地点の関係観測網による震源情報により、震源地の推定・演算され情報を配信されている、気象庁・緊急地震速報(高度利用者向け「予報」)情報を利用して、特別な地震以外はエレベーターに設置の現地計測の加速度より数秒速く(上記解説図)情報伝達できるシステムです。注意事項として、内陸の断層型地震(直下)地震、震源地直上では時間差が短く、対応する時間が無く機械の制御以外は利用不可能と現状での判断と運用実績も少なく当社では「一般に言われている直下型」は対応していません。

その他、独自のネットワーク等の方式も弊社では一切取り扱っておりません。気象業務法による認められた範囲内での情報の提供及びその関係受信端末機器の運用許可範囲内です。情報(事前に約束されている情報)の提供、その情報を受信するための専用端末の提供」です。今後予想される大震災の震災後の紛争を未然に防ぐ為に、事前にシステムをご理解いただき有効な利用を頂くための説明、気象庁・緊急地震速報ガイドライン公開指導事項による運用説明事項とさせていただきます。詳細は弊社ホームページ、気象庁ホームページご参照ください。